

平成 24 年第 3 回定例会 商工労働常任委員会

平成 24 年 12 月 21 日

渡辺(ひ)委員

私の方から 2 点、質問をしたいと思いますが、まず 1 点目としまして各委員から緊急財政対策について、様々な視点から様々な取組について質問があったと思いますが、私は、その中で、今回頂いた資料の中の、同一団体に対する補助金という中に書いています商工会・商工会議所地域振興事業費は、昭和 35 年からということで、17 億 5,000 万円と書いてあります。金額的にも少し大きな金額でありますし、この点について質問をしたいと思います。また、この質問をすることによって、その他の様々なことについての県の考え方が多少分かるのではないかと、ということがありますので、それを代表例として質問させていただきたいと思います。

まず、はじめに、この商工会・商工会議所地域振興事業費補助金というものですが、この目的、内容について再度確認お願いいたします。

中小企業支援課長

この補助金でございますが、県内に 33 ございます商工会、商工会議所の経営指導員等の相談など、中小企業支援に関する事業を対象としているものです。この補助金を通じまして、地域の商工業者の振興を図ることを目的としております。

次に、具体の補助対象事業の内容でございますが、まず経営指導員等が行います金融であるとか税務、経理、販売、管理などの経営面や技術面に関する個別の中小企業に対する窓口相談であるとか、巡回指導などの活動が 1 点目でございます。

次に、多数の中小企業を対象とした経営に関する講習会であるとか研修会の開催などを実施する経営支援事業、また中小企業が共通して抱える販路拡大や雇用などの課題解決に向けました受発注の商談会や就職説明会などの開催事業、最後でございますが、地域の異業種の連携を図る、新商品の開発などに関する連携推進事業などが内容でございます。

渡辺(ひ)委員

今の御答弁を聞きますと、補助金と言いながらも、実質的には大半が、今言ったような事業を行う人件費という認識になると思いますけれども、そこで、この補助金の算定方法を確認したいと思います。

中小企業支援課長

この補助金の中の経営指導員等の設置費に関する部分の算定方法でお答えさせていただきます。

まず、33 あります商工会、商工会議所ごとに、その地域の商工業者数を基にして、補助対象とする積算上の職員数を算出をいたします。この職員数に、毎年国から示されます地方交付税の積算上の経営指導員等の給与単価を乗じまして、各商工会や商工会議所の職員設置費として補助額を算出してございます。

渡辺(ひ)委員

算出方法は分かりましたけれども、この資料にもありますが、この補助自体が昭和 35 年からということになってはいますが、私の認識では、当初のこの補助事業は、地域振興事業という補助メニューではなくて、別の制度と言うか、補助メニューだったような気がするんですが、その辺の制度の推移と言うか、その御説明と合わせて、今年度で構いませんので、補助額はどのように推移をしているのか、御説明をいただきたいと思います。

中小企業支援課長

まず、補助制度の推移でございますが、昭和 35 年、商工会等の組織に関する法律の制定を契機といたしまして、商工会等の経営指導員等の人件費、そして事業費に対して、それぞれ国庫 2 分の 1、県費負担 2 分の 1 の補助整備として創設されたものでございます。

その後の制度の推移ですが、国の臨時行政調査会から補助金の整理、合理化に関する答申を受けまして、平成 7 年度に国庫の中の人件費部分が廃止されまして、人件費全額は県単の補助となりました。また、平成 17 年度でございますが、三位一体改革に伴い、国庫補助事業が全廃されまして、平成 18 年度以降、この補助事業全体は本県の単独補助事業として実施をしてございます。その後、本県における補助事業の見直しの中で、人件費補助につきまして、段階的に事業費補助化されまして、平成 21 年度には商工会等の経営指導員等の人件費を中心とした補助から、全額が事業費補助へと転換いたしました。

次に、補助額の推移でございますが、恐縮ですが、最近 5 年間の推移を概数で申し上げますと、平成 20 年度が 18 億 9,400 万円、平成 21 年度が 18 億 9,100 万円、平成 22 年度が 16 億 700 万円、平成 23 年度が 17 億 5,600 万円、平成 24 年度が 17 億 5,600 万円となっております。

渡辺(ひ)委員

今のことでちょっと再確認をしておきたいんですが、県の方に制度が移って、当初、人件費補助という形で行っていたものを、今言ったように、事業費補助に切りかえたという御答弁でありました。この切り換えた、そもそもの考え方を少し補足願えますか。

中小企業支援課長

本県の行政改革の取組の中で、団体の運営費的な部分に関する補助については、極力、見直しをして、団体が行う事業に対する事業に軸足を移して補助を行うべきといった考え方の中で、先ほど申し上げたような段階的に事業費補助にシフトしてきたということでございます。

渡辺(ひ)委員

今の御答弁はそれなりに分かるんですが、先ほどの質問の中で、ここ 5 年間ぐらゐの事業補助額を御説明なさったんですが、今の御答弁を踏まえて、人件費補助だったときと、その後、事業費補助になったときと、金額は具体的に要りませんが、おおまかで結構ですが、そのことによって補助額が変わった、大きく変更

になったということはありませんか。これだけ確認しておきます。

中小企業支援課長

平成 20 年度まで人件費補助が残っておりました。平成 20 年度が 18 億 9,400 万円と先ほど御答弁させていただきましたが、平成 21 年度に完全に事業費化されましたが、平成 21 年度は 18 億 9,100 万円ということで、大きな変更はございません。

渡辺(ひ)委員

補助額、補助事業の名目は変わったけれども、実質的な内容はほとんど変わらずに移行していると認識をさせていただきます。

その上で、今、5 年間の補助額の推移について御説明がありましたけれども、平成 21 年が 18 億 9,000 万円だったものが、平成 22 年には 16 億 700 万円に減額とになっています。さらに、その減額になったものが、平成 23 年には 17 億 5,600 万円と増額されていますが、この理由を御説明願えますか。大きな金額の変化だと思うんですが。

中小企業支援課長

まず、平成 22 年度の減額の理由でございますが、平成 22 年度の当初予算の編成の中で、県の厳しい財政状況を踏まえまして、全庁的に事業費について大幅なマイナスシーリングが示されまして、それに沿って、減額が約 2 億 8,000 万円ほどになりますが、全庁的な方針に沿って減額をしたものでございます。

次に、平成 23 年度の増額の理由でございますが、平成 23 年度に向けまして、中小企業の様々な課題にきめ細かくワンストップで対応する、新たな中小企業支援体制を整備するといった考え方で、それまで県の地域県政総合センターで行っておりました各種相談、地域連携の推進事業などの中小企業、商工関係事業を、商工会、商工会議所へ移管をいたしました。また、この移管に伴い、商工会、商工会議所の経営指導員のスキルアップに係る研修事業をやっていただくということで、その事業に関する経費として補助金を増額をしたものでございます。

渡辺(ひ)委員

そうしますと、先ほどの私の質問にかぶるかもしれませんが、推移は分かりました。実際の経営指導員等の人件費に対して補助しているわけですが、商工会や商工会議所が人件費として支出している部分の中に、県からの補助金がどれくらいの割合になっているのかを御説明いただきたいと思うんですが、一番分かりやすいのは、今制度の御説明がありました。人件費補助だった平成 20 年と例えば平成 23 年を比較して、県からの補助金がどれくらいの割合で人件費として商工会、商工会議所で使われているのか。要は、個別に聞くとちょっと大変なので、全体で結構なので、教えてもらいたい。

中小企業支援課長

経営指導員等の実際の人件費、これは各商工会や商工会議所からの補助金の実績報告書で把握をさせていただいており、まず平成 20 年度でございますが、商工会、商工会議所全体でおよそ 17 億円 9,700 万円に対しまして、県の補助金は約 13

億 9,500 万円で、補助の割合といたしますと、77.6%になります。

次に、平成 23 年度でございますが、同じく、実際の人件費の合計が約 19 億 7,400 万円ほどになります。これに対しまして、県の補助金は約 14 億 6,500 万円でありまして、補助割合は 74.2%になってございます。

渡辺(ひ)委員

今の御答弁では、県が補助している補助金を使った補助率が、商工会・商工会議所の中の人件費としてどれぐらいの補助になっているかという話を御答弁いただきましたが、それについては平成 20 年では 77.6%だったものが平成 23 年では 74.2% ということで、簡単に言うと、全体的には補助率が減っているという状況だと思ふんです。

ここで、先ほど御説明を願った全体の補助金額も、平成 19 年には 18 億 8,000 万円あったものが、平成 23 年と平成 24 年には 17 億 5,000 万円に減額をされている。そうでありながら、途中で新たな事業を商工会議所にお問い合わせをしながら、新体制の充実も図っていくということで、要は県に代わってと言うか、あるいは中小企業を支援する新たな取組を補っている一方で、全体の補助額については、補助率も含めてやはり減額になっている。これは、ある意味で、商工会や商工会議所にとってみれば、実際は分かりませんが、負担増をしながら補助金が減っているという状況の中で、更に今回の緊急財政対策という話になってくると、非常に厳しい話になるのかなと私は思います。

特に、商工労働局の部署にとってみれば、地域の中小企業を支えていく非常に地域に密着した商工会や商工会議所でありますから、要は、その機能を補助金という形の中でこれを減額していくと、更に機能低下に陥っていくんじゃないかと思ひます。

あえて質問しませんが、今年、施行実施された中小企業支援強化法みたいな、そういう法律に基づいて、例えば制度融資だとか企業の海外進出だとかということについても、この商工会や商工会議所の方々が中小企業に寄り添って支援をしたり、また経営プランだとかを作成していく。今後、企業の充実が更に求められていく背景の中で、今、そ上に上がっている補助金の見直しというのは、非常に厳しいのかなという気がします。

さらに、一つ付け加えさせていただくと、例えば緊急財政対策という意味合いもありますけれども、今回、県職員の方々の給料が減額になるということでもあります。割合についてどうするかは別にして、それについても、要は恒常的な給与の減額というような議論にはなっていませんよね。年限を区切って緊急対応として行っていくという話ですよ。

ちょっと論点が違うかもしれませんが、例えば商工会や商工会議所の補助金ということについて、先ほど御答弁をいただきましたけれども、大半が人件費補助ですよ。そうすると、今言った非常に厳しい状況はあります。いろいろなことをお願いして負担は増えているのに、トータルの金額は減っているという状況はあります。さらに、今回の緊急財政対策で人件費分の協力を県に準じて行

ってくれというような協力を仮にしたとして、それが仮に団体に理解されたとしても、私が思うのは、県の職員の、例えば給与が時限措置であるのであれば、そういう考え方も人件費補助であれば当然に伴ってくると思うんです。だから、例えば県職員の給与のように、恒常的に補助金が減額をされるということではないと同様であると私は思うんです。その辺は考え方として言い添えておきたいと思っておりますので、よろしくお願いをしたいと思っております。

特に中小企業にとっては非常に重要な商工会や商工会議所でありますので、よろしくお願いしたいと思っております。

渡辺(ひ)委員

午前中に引き続き、残りの質問をさせていただきたいと思っておりますが、次の質問については、インベスト神奈川で助成を行った企業についての質問を行いたいと思っております。

この委員会でも、インベスト神奈川で助成した企業の倒産並びに事業の撤退、それについて質疑が今まで行われてきているので、私の方から少し論点を変えてというか、かぶらない形で質問をしたいと思っておりますけれども、まずインベスト神奈川の助成を行った上で、今回のような問題が起きたわけですけれども、確認をしたいのは、先ほど来の質疑の中で、交付金決定額の一部取消しだとか一部返還だとか、こういう議論にはなっておりますけれども、それ以外に民間的な発想かもしれませんけれども、こういう事故や事件が起きた場合に、企業の倒産等があった場合に、例えば契約事項でよくある違約金だとか、若しくは過去に払ったものなので、返してもらったまでの金利負担だとか、そういうものを求めることがあるのか、またそういうことについてどう考えるのか、教えてほしいと思っております。

産業立地課長

今回、破産と事業撤退ですが、(株)相光技研と横河電機(株)について申し上げますと、まず(株)相光技研についてでございますが、同社は知事の承認を受けずに、操業開始後、10年以内に操業を停止し、また助成金の交付を受けて取得した財産を処分したということございまして、これは補助金の交付規則の第15条第1項第2号というものがございまして、助成金の交付条件に違反したことによる交付決定の取消しという規定がございます。この規定に基づきまして、交付決定の一部を取り消して、補助金交付規則の第16条第1項で助成金の一部返還を命じるということにしております。

この事案のように、補助金交付規則第15条第1項の規定に基づく交付決定の取消しをして、助成金の返還を命じられた場合には、同じ補助金交付規則第16条の2第1項というものがございまして、補助事業者は県に対して助成金の受領の日から納付の日までの日数に応じて、年10.95%の割合で計算した加算金を納付しなければならないということになっております。したがって、(株)相光技研に対する返還金につきましては、平成23年度分の助成金を交付した日、これは平成24年4月6日でございますが、この日から加算金が生じるということになっており

まして、県は裁判所に破産債権の届出書を提出いたしましたけれども、加算金についても県の債権として届出をしております。

また、横河電機(株)についてでございますが、同社については、現在、顧問弁護士とも相談しながら交付決定の一部取消しですとか、既に交付した助成金の一部返還というものを検討しているところでございますが、横河電機(株)の加算金の適用ということについてでございますが、横河電機(株)の場合は(株)相光技研のケースと異なりまして、助成金の交付を受けて取得した財産を処分するということについて、助成金の交付要綱に基づく所定の手続を経て、知事の承認を受けております。したがって、横河電機(株)については、加算金を徴収することが規則上できないということになっております。

渡辺(ひ)委員

一般で言う金利負担については加算金という形で、ケース・バイ・ケースですけども、適用するという御答弁だったと思うんですが、もう一回確認で、それでは県の制度の中にはそういう加算金をとるといふ制度や考え方はあるけれども、違約金という考え方はないんですか。

産業立地課長

違約金という制度は、規則、要綱に規定してございません。

渡辺(ひ)委員

次に質問したいのは、今回、委員会の資料にも記載がありますが、現在はインベスト神奈川の2ndステップということで、この制度については平成22年からスタートをしています。

今回の事案については、この(株)相光技研や横河電機(株)についても、2ndステップの以前の当初のインベストの活用ということだと思っておりますが、その上で確認ですけれども、この当初のインベストを活用した場合に助成金の交付以外の優遇策はどんなことになっていたか、確認をさせていただきます。

産業立地課長

当初のインベスト神奈川の施設整備等助成金以外の優遇策といたしましては、三つございまして、一つは雇用助成制度、二つ目が税制面での優遇制度、三つ目が低利融資ということで、この三つでございます。

このうち、一つ目の雇用助成制度でございますが、これは一定数以上の県内在住者を常用で雇用した場合に、一人につき100万円の助成金を交付するというものでございました。横河電機(株)、(株)相光技研とも、この制度は利用されていなかったということでございます。

次に、税制面での優遇制度でございますが、この制度は不動産取得税と法人事業税について、均一課税措置を行うというものでございました。このうち、不動産取得税につきましては、平成17年1月1日から平成22年3月31日までの取得不動産を対象にして、設備投資額に応じて、税率の2分の1または4分の3を軽減するというものでございました。また、法人事業税につきましては、資本金1億円以下の法人を対象にいたしまして、県内を主たる事業活動の場とする者を対

象に、事業を開始した日の属する事業年度から5年間、資本金の額に応じて、税率の4分の1または2分の1を軽減するというものでございました。これらの税制措置につきましては、政策局が所管しております。個別の企業への適用関係に言及することは控えさせていただきますが、政策局では根拠となる条例等の規定に基づき、対応を判断しているものと考えております。

金融課長

最後に、低利融資制度の関係についてお答えさせていただきます。

当時の制度といたしましては、産業集積促進融資という形で融資制度がございました。この中で、まず横河電機(株)につきましては、低利融資制度の利用はございません。それから、(株)相光技研につきましては、平成22年3月から行ったインベスト神奈川の支援策としての、この産業集積促進融資制度を利用して、金融機関から融資を受けております。この融資制度は、金融機関が企業からの融資を返済を受けた際に発生する利息の一部を補助するという制度でございます。金融機関は、県からの利息が補助されるということを前提に低利融資を実施しているという形になっております。

(株)相光技研の関係につきましては、平成21年度から平成22年度にかけて、年利1.6%で、3億2,800万円の融資が実行されております。県は、金融機関が負担した利息軽減額相当分、これを平成21年度及び平成22年度並びに平成23年度、各年度に利子助成金として、合計597万5,418円を交付しております。この利子助成金については、神奈川県産業集積促進融資助成金交付要綱及び補助金の交付等に関する規則に基づきまして、金融機関が融資利率等の補助条件に従って、補助事業として適正に遂行されたことを、それぞれの年度において検査し確定させております。したがって、これまで交付した利子助成金については特に返還等を要するものではありません。また、助成金の交付申請から額の確定まで、それぞれの年度で事業として実施しているところでございますけれども、今年度につきましては、4月1日から弁護士からの破産手続の受任通知が来た日までの、9月28日ですが、そこまでの間の利子の負担相当額を交付するという見込みになります。

渡辺(ひ)委員

今、御説明があったとおりだと思えます。特に交付金、助成金以外の優遇策ということで、例えば不動産取得の税の減免については、当該部署が違うということで、政策局ということですが、例えばこういう資料であれば、細かい記載は別にしても、やっぱりその部分についても、県としての、ある意味での損害や被害と言うか、そういう部分に対して僕は充当するんだと思えます。その辺は、やはりこういう資料の中に、所管部署として書ける範囲の中で多少記載をしていくというのが筋じゃないかと私は思います。実際は、ここに出ている金額が議論になっていきますけれども、例えば(株)相光技研にとってみれば、横河電機(株)と比べれば金額が小さいですから、この程度というような判断になってしまうと思えますけれども、その他の部分も考えると、やっぱりこの制度を使ってこうい

う形になったということについては、一般的な言い方をすると交付額以外の被害額というものがあるわけで、やっぱりその辺の対応も含めて、県としてしっかり対応してもらわなきゃいけないと思いますので、それは今後検討してもらいと私は思います。

特に、不動産取得税というのは結構大きな減額になると思うので、これは政策局がどう言うのか、ここで突っ込んでも答弁が出てこないと思いますので突っ込みませんけれども大事な話だと思いますね。これは、是非よろしくお願ひしたいと思います。

やはり、今後、こういうことが想定されてくるわけで、特に今回の(株)相光技研の倒産はこういう被害額なので、制度全体からすれば、額としてあまり大きくないというような判断ができますけれども、今後、大きな規模での倒産ということも、当然考えられるわけです。

私の意見も含めて言わせてもらおうと、私はこの委員会でも他の委員がこのインベストについて考え直すべきだという意見がありましたけれども、私は止めるという意味ではなくて、前向きな意味で私は見直すべきだと思います。というのは、この委員会でも議論があったように、この後、ロボット特区の話があつて、県版特区をやっている中で、今、議論をされていると思いますけれども、今のままのインベストで本当にインセンティブが与えられるのかという部分があると思うので、そこについては、やっぱりもうちょっと前向きな見直しが必要と考えます。今回のようなことが起きないようなルール決めだとか、契約の取り交わし方だとかを見直した上でやるべきだと思うんですが、今後の再発防止と言うか、こういう事例が起きることを防ぐ、また、今後、進めていく上での考え方とか、何か新しいルールに対して議論をしているものがあれば教えてほしいんですけれども。

産業立地課長

現在、インベスト神奈川の2ndステップに取り組んでいるところでございます。今、委員から御指摘ございましたが、今後、更なる産業集積を進めていくということで、この神奈川県で県版特区をつかって、そこに特定の産業を特に集積させていくということでございまして、そういうことをするためにインセンティブを上乗せするかどうかという議論をしているところでございます。その中でどういうインセンティブをしていくかという検討の中で、今回の助成金を交付している企業が、期間の途中でお約束の履行がされなかったということも踏まえまして、新たな制度を検討していくということになった際には、なるべく県に被害と言いますか、県費支出をしたにもかかわらず、所期の効果が発揮できないということがないように制度設計を検討する際にはやっていきたいと考えております。

渡辺(ひ)委員

要望に変えて終わりますけれども、我々議会は、特区と併せて緊急経済対策をやっているわけです。そういう背景もありながら、片や知事いわく、要は経済のエンジンも回していかないといけないという両方の課題がありますよね。そういう意味で、経済のエンジンを回すという意味からすれば、やっぱり特区というの

は非常に大事なので、その中心軸にある誘致の方策としては、このインベストは非常に重要なところだと思いますから、これについては積極的にやっていただきたいと思いますが、片や、今、御答弁があったように、こういう問題が起きると、我々が細かいことを少しずつ議論をしてやっていって、何とか削減をしていこうという取組が、瞬間で水泡に帰すようなことが起きないとも限らない。こういう制度ですから、交付する大きな金額に対して、例えば保証をとるとか保険的な何かを入れ込むとかということは、なかなか行政がやる制度ですから難しいんだと思いますけれども、それでもしっかり知恵を出して取組をしていただきたいと思いますし、他県も、また神奈川県他市も、こういうインセンティブの制度をたくさん持っているわけで、そういう他県の取組なんかもしっかり研究していただいて、また事例も研究していただいて、今後の取組に反映をしていただきたいということを要望させていただいて、私の質問を終わります。